# 個人情報の保護に関する法律についての
# 経済産業分野を対象とするガイドライン

平成１６年６月

経済産業省

目次

## Ⅰ．目的及び適用範囲

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第７条に基づき平成１６年４月２日に閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」を踏まえ、また、法第８条に基づき、経済産業省が所管する分野及び法第３６条第１項により指定を受けた分野（以下「経済産業分野」という。）における事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援する具体的な指針として定めるものである。

本ガイドラインは、経済産業大臣が作成し、経済産業大臣が法を執行する際の基準となるものであるが、従業員の個人情報（雇用管理に関するもの）に関する部分については、厚生労働省告示第　　号「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱を確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」との整合性に留意した。このため、これらの部分については、厚生労働大臣及び経済産業大臣の共同で作成し、両大臣が共同して法を執行する。

なお、本ガイドライン中に事例として記述した部分は、理解を助けるための参考例として、いくつかの業種の例を取り上げたもので、すべての業種の例を網羅しているわけではないことを付記しておく。

この他、経済産業分野に該当するもののうち、個人情報の性質及び利用方法又は事業実態の特殊性等にかんがみ、特別に個人情報の適正な取扱いを確保する必要がある場合には、別途更なる措置を講ずることもあり得る。また、法第４３条における個人情報保護指針を策定することもあり得る。これらの場合、それらに該当する個人情報を扱うに当たっては、当該更なる措置及び個人情報保護指針に沿った対応を行う必要がある。

また、事業者団体等が、当該事業の実態を踏まえ、当該団体傘下企業を対象とした自主的ルールである、事業者団体ガイドラインを策定することもあり得る。

## Ⅱ．法令解釈指針・事例

### １．定義（法第２条関連）

#### (1) 「個人情報」（法第２条第１項関連）

| |
|---|
| 法第２条第１項<br>この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。 |

「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる※ものを含む。）をいう。「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化されているかどうかを問わない。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、「生存する個人」には日本国民に限られず、外国人も含まれるが、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体に関する情報は含まれない。

※「他の情報と容易に照合することができ、…」とは、例えば通常の作業範囲において、個人情報データベース等にアクセスし、照合することができる状態をいい、他の事業者への照会を要する場合、当該事業者内部でも取扱部門が異なる場合等であって照合が困難な状態を除く。

**【個人情報に該当する事例】**

事例１）本人の氏名

事例２）生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例３）防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

事例４）特定の個人を識別できるメールアドレス情報(keizai_ichiro@meti.go.jp 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、日本の政府機関である経済産業省に所属するケイザイイチローのメールアドレスであることがわかるような場合等)

事例５）特定個人を識別できる情報が記述されていなくても、周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報

事例６）雇用管理情報（会社が社員を評価した情報を含む。）

事例７）個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できた場合は、その時点で個人情報となる。）

事例８）官報、電話帳、職員録等に公表されている情報

**【個人情報に該当しない事例】**

事例１）企業の財務情報等、法人等の団体に関する情報（団体情報）

事例２）記号や数字等の文字列だけから特定個人の情報であるか否かの区別がつか

ないメールアドレス情報(例えば、abc012345@ispisp.com。ただし、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別できる場合は、個人情報となる。)

事例３）特定の個人を識別することができない統計情報

### (2) 「個人情報データベース等」（法第２条第２項関連）

| |
|---|
| 法第２条第２項<br>この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。<br>一　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの<br>二　前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの<br><br>個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号。以下「政令」という。）第１条<br>法第２条第２項第２号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。 |

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、カルテや指導要録等、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、年月日順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいう。

**【個人情報データベース等に該当する事例】**

事例１）電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳

事例２）ユーザーＩＤとユーザーが利用した取引についてのログ情報が保管されている電子ファイル

事例３）社員が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）に入力し、他の社員等も検索できる状態にしている場合

事例４）人材派遣会社が登録カードを、氏名の五十音順に整理し、五十音順のインデックスを付してファイルしている場合

事例５）氏名、住所、企業別に分類整理されている市販の人名録

**【個人情報データベース等に該当しない事例】**

事例１）社員が、自己の名刺入れについて他人が自由に検索できる状況に置いていても、他人には容易にわからない独自の分類方法により名刺を分類した状態である場合

事例２）アンケートの戻りはがきで、氏名、住所等で分類整理されていない状態である場合

### (3) 「個人情報取扱事業者」（法第２条第３項関連）

法第２条第３項

この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一　国の機関

二　地方公共団体

三　独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５９号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

四　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

五　その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

政令第２条

法第２条第３項第４号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）若しくは電話番号のみが含まれる場合であって、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。）の合計が過去６ヶ月以内のいずれの日においても５０００を超えない者とする。

「個人情報取扱事業者」とは、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５９号）で定める独立行政法人等、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）で定める地方独立行政法人並びにその取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者を除いた、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

ここでいう「取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者」とは、政令第２条では、その事業の用に供する個人情報データベ

ース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数※の合計が過去６ヶ月以内のいずれの日においても５０００人を超えない者とする。５０００人を超えるか否かは、当該事業者の管理するすべての個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の総和により判断する。ただし、同一個人の重複分は除くものとする。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的を持って反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ一般社会通念上事業と認められるものをいい、営利事業のみを対象とするものではない。

法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても個人情報取扱事業者に該当し得る。

※「特定の個人の数」について

個人情報データベース等が、以下の要件のすべてに該当する場合は、その個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数は、上記の「特定の個人の数」には算入しない。

① 個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものである。
② その個人情報データベース等を構成する個人情報として氏名、住所（居所を含み、地図上又はコンピュータの映像面上において住所又は居所の所在場所を示す表示を含む。）又は電話番号のみを含んでいる。
③ その個人情報データベース等について、新たに個人情報を加え、識別される特定の個人を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを変更するようなことをせずに、その事業の用に供している。

**【特定の個人の数に算入しない事例】**

事例１）電話会社から提供された電話帳及び市販の電話帳 CD-ROM 等に掲載されている氏名及び電話番号

事例２）市販のカーナビゲーションシステム等のナビゲーションシステムに格納されている氏名、住所又は居所の所在場所を示すデータ（ナビゲーションシステム等が当初から備えている機能を用いて、運行経路等新たな情報等を記録する場合があったとしても、「特定の個人の数」には算入しないものとする。）

事例３）氏名又は住所から検索できるよう体系的に構成された、市販の住所地図上の氏名及び住所又は居所の所在場所を示す情報

事例４）倉庫業、データセンター（ハウジング、ホスティング）等の事業において預かった、その内容について関知しない個人情報

**【個人情報取扱事業者に該当する事例】**

事例）電子媒体及び紙媒体（以下「媒体」という。）の個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の総和が５０００人以上である事業者

### (4) 「個人データ」（法第２条第４項関連）

法第２条第４項
この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

「個人データ」とは、個人情報取扱事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

**【個人データに該当する事例】**

事例１）個人情報データベース等から他の媒体に格納したバックアップ用の個人情報

事例２）コンピュータ処理による個人情報データベース等から出力された帳票等

**【個人データに該当しない事例】**

事例）個人情報データベース等を構成する前の入力帳票に記載されている個人情報

※電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて

個人情報データベース等が、以下の要件のすべてに該当する場合は、その個人情報データベース等を構成する個人情報は、個人データとなる可能性もあるが、法第１９条から２３条までの規定の適用においては、「個人データ」には該当せず、個人情報取扱事業者の義務（2.個人情報取扱事業者の義務等）を課されないものと解釈する。

①個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものである。

②その個人情報データベース等を構成する個人情報として氏名、住所（居所を含み、地図上又はコンピュータの映像面上において住所又は居所の所在場所を示す表示を含む。）又は電話番号のみを含んでいる。

③その個人情報データベース等について、新たに個人情報を加え、識別される特定の個人を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを変更するようなことをせずに、その事業の用に供している。

### (5) 「保有個人データ」（法第２条第５項関連）

法第２条第５項
この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

政令第３条

法第２条第５項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

二　当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

三　当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

四　当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

政令第４条

法第２条第５項の政令で定める期間は、６月とする。

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてを行うことができる権限を有する「個人データ」をいう（受託して処理しているものは除く）。ただし、次の①又は②の場合を除く。

① その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの※。

② ６ヶ月以内に消去する（更新することは除く。）こととなるもの。

※「その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの」とは、以下の場合を指す。

**ⅰ．　その個人データの存否が明らかになることで、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。**

事例）家庭内暴力、児童虐待の被害者の支援団体が、加害者（配偶者又は親権者）及び被害者(配偶者又は子)を本人とする個人データを持っている場合

**ⅱ．　その個人データの存否が明らかになることで、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの。**

事例１）いわゆる総会屋等による不当要求被害を防止するため、事業者が総会屋等を本人とする個人データを持っている場合

事例２）いわゆる不審者、悪質なクレーマー等からの不当要求被害を防止するため、当該行為をくり返す者を本人とする個人データを保有している場合

**ⅲ．　その個人データの存否が明らかになることで、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国もしくは国際機関と**

**の交渉上不利益を被るおそれがあるもの。**

事例１）製造業者、情報サービス事業者等が、防衛に関連する兵器・設備・機器・ソフトウェア等の設計、開発担当者名が記録された個人データを保有している場合

事例２）要人の訪問先やその警備会社が、当該要人を本人とする行動予定や記録等を保有している場合

**ⅳ．その個人データの存否が明らかになることで、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。**

事例）警察からの捜査関係事項照会や捜索差押令状の対象となった事業者がその対応の過程で捜査対象者又は被疑者を本人とする個人データを保有している場合

### (6) 「本人」（法第２条第６項関連）

| |
|---|
| 法第２条第６項<br>この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。 |

### (7) 「本人に通知」

| |
|---|
| 法第１８条第１項<br>個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。<br><br>その他、法第１８条第３項・第４項第１号～第３号等に記述がある。 |

「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱い状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

事例１）面談においては、口頭又はちらし等の文書を渡すこと。

事例２）電話においては、口頭又は自動応答装置等で知らせること。

事例３）隔地者間においては、電子メール、ファックス等により送信すること、又は文書を郵便等で送付すること。

事例４）電話勧誘販売において、勧誘の電話において口頭の方法によること。

事例５）電子商取引において、電子メールへの記載の方法によること。

### (8) 「公表」

法第１８条第１項
個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

その他、法第１８条第３項・第４項第１号～第３号等に記述がある。

「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること（国民一般その他不特定多数の人々が知ることができるように発表すること）をいう。ただし、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱い状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

事例１）自社のホームページへの掲載、自社の店舗・事務所内におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備え置き・配布等
事例２）店舗販売においては、店舗の見やすい場所への掲示によること。
事例３）通信販売においては、通信販売用のパンフレット等への記載によること。

### (9) 「本人に対し、その利用目的を明示」

法第１８条第２項
個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱い状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

事例１）利用目的を明記した契約書その他の書面を相手方である本人に対し手交し、又は送付すること。（契約約款又は利用条件等の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）中に利用目的条項を記載する場合は、例えば、裏面約款等に記載されている利用目的条項を表面にも記述する等本人が実際に利用目的を目にできるよう留意する必要がある。）

事例２）ネットワーク上においては、本人がアクセスした自社のホームページ上、又は本人の端末装置上にその利用目的を明記すること。（ネットワーク上において個人情報を取得する場合は、本人が送信ボタン等をクリックする前等にその利用目的（利用目的の内容が示された画面に１回程度の操作でページ遷移するよう設定したリンクやボタンを含む。）が本人の目にとまるようその配置に留意する必要がある。）

### (10)　「本人の同意」

法第１６条第１項
　個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
法第２３条第１項
　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
　一　法令に基づく場合
　二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
　三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。
　四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

その他、法第１６条第２項・第３項第２号～第４号等に記述がある。

「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提。）。
また「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者において了知することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱い状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

事例１）同意する旨を本人から口頭又は書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）で確認すること。
事例２）本人が署名又は記名押印した同意する旨の申込書等文書を受領し確認する

こと。
事例３）本人からの同意する旨のメールを受信すること。
事例４）本人による同意する旨の確認欄へのチェック
事例５）本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック
事例６）本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

### (11)　「本人が容易に知り得る状態」

法第２３条第２項
　個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
法第２３条第４項第３号
　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
　三　個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

その他法第２３条第３項等に記述がある。

「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態に置いていることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱い状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

事例１）ホームページへの掲載等が継続的に行われていること。
事例２）事務所の窓口等への掲示、備え付け等が継続的に行われていること。
事例３）広く頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行っていること。
事例４）電子商取引において、ホームページにリンク先を継続的に掲示すること。

### (12)　「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」

法第２４条第１項

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、ホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。必ずしもホームページへの掲載、又は事務所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱い状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、普段から問い合わせ対応が多い事業者等において、ホームページへ継続的に掲載する方法は、(11)「本人が容易に知り得る状態」及び(12)「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」の両者の趣旨に合致する方法である。

事例１）問い合わせ窓口を設け、問い合わせがあれば、口頭又は文章で回答できるよう体制を構築しておくこと。
事例２）店舗販売において、店舗にパンフレットを備えおくこと。
事例３）電子商取引において、問い合わせ先のメールアドレスを明記すること。

### (13) 「提供」

法第２３条第１項
個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

その他、法第２３条第２項等に記述がある。

「提供」とは、個人データを利用可能な状態に置くことをいう。個人データが、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データを利用できる状態にあれば（利用する権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

## ２．個人情報取扱事業者の義務等

### (1) 個人情報の利用目的関係（法第１５条～第１６条関連）

#### ① 法第１５条第１項関連

法第１５条第１項

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

個人情報取扱事業者は、利用目的をできる限り特定しなければならない。

利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、可能な限り具体的に特定するとともに、個々の処理の目的を特定するにとどめるのではなく、あくまで個人情報取扱事業者において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかを特定する必要がある。（１．(4)※電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについての場合を除く。）。

具体的には、「○○事業※における商品の発送、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス」等を利用目的とすることが挙げられるが、定款や寄付行為等に想定されている事業の内容に照らして、個人情報によって識別される本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定している場合や業種を明示することで利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得る。しかしながら、単に「当社の事業活動」、「お客様のサービスの向上」等を利用目的とすることは、できる限り特定したことにはならない。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨特定しなければならない。

雇用管理情報の利用目的の特定に当たっても、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、労働者等（個人情報取扱事業者に使用されている労働者、個人情報取扱事業者に使用される労働者になろうとする者及びなろうとした者並びに過去において個人情報取扱事業者に使用されていた者。以下同じ。）本人が、取得された当該本人の個人情報が利用された結果が合理的に想定できる程度に、具体的、個別的に特定しなければならない。

※ ○○事業の特定に当たっては、社会通念上、本人から見てその特定に資すると認められる範囲に特定することが望ましい。例えば、日本標準産業分類の中分類から小分類程度の分類が参考になる。

**【具体的に利用目的を特定している事例】**

事例１）「○○事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用致します。」

事例２）「ご記入頂いた氏名、住所、電話番号は、名簿として販売することがあります。」

事例３）情報処理サービスを行っている事業者の場合は、「給与計算処理サービス、宛名印刷サービス、伝票の印刷・発送サービス等の情報処理サービスを業として行うために、委託された個人情報を取り扱います。」のようにすれば利

用目的を特定したことになる。

**【具体的に利用目的を特定していない事例】**

事例１）「当社の事業活動に用いるため」
事例２）「当社の提供するサービスの向上のため」
事例３）「当社のマーケティング活動に用いるため」

**② 法第１５条第２項、法第１８条第３項関連**

| |
|---|
| 法第１５条第２項<br>個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。<br>法第１８条第３項<br>個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。 |

上記①により特定した利用目的は、本人が想定することが困難でない範囲内で変更することは可能である。変更された利用目的は、本人に通知※1するか、又は公表※2しなければならない。

※１「本人に通知」については、１．(7)参照。
※２「公表」については、１．(8)参照。

＊　**本人が想定することが困難でない範囲内の基準**

利用目的で示した個人情報を取り扱う事業の範囲を超えての変更は、あらかじめ本人の同意なく行うことはできない。

利用目的において、一連の個人情報の取扱いの典型を具体性をもって示していた場合は、その典型例から推測できる範囲内で変更することができる。

事例)「当社の行う○○事業における新商品・サービスに関する情報を電子メールにより送信することがあります。」とした利用目的において、「郵便によりお知らせすることがある」旨追加することは、許容される。

**③ 法第１６条第１項関連**

| |
|---|
| 法第１６条第１項<br>個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。 |

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得※1なければならない。

同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送付や電話をかけること等）は、当初の利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

※１「本人の同意を得（る）」については、１．(10)参照。

**【同意が必要な事例】**

事例）就職のための履歴書情報をもとに、自社の商品の販売促進のために自社取扱商品のカタログと商品購入申込書を送る場合

**④ 法第１６条第２項関連**

| |
|---|
| 法第１６条第２項<br>個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。 |

個人情報取扱事業者が、合併、分社化、営業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業の承継をすることに伴って個人情報を取得した場合であって、当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用にはならず、本人の同意を得る必要はない。

**⑤ 法第１６条第３項関連**

以下のような場合には、上記③及び④において本人による同意を得ることが求められる場合でも、その適用を受けない。

**ｉ．法第１６条第３項第１号関連**

| |
|---|
| 法第１６条第３項第１号<br>前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。<br>一　法令に基づく場合 |

法令に基づいて個人情報を取扱う場合は、その適用を受けない。

上記の根拠となる法令の規定としては、刑事訴訟法第２１８条（令状による捜査）、地方税法第７２条の６３（事業税に係る質問検査権、各種税法に類似の規定あり）等が考えられる。これらについては、強制力を伴っており、回答が義務づけられている

ため、一律これに該当する。

事例）所得税法第２２５条第１項等による税務署長に対する支払調書等の提出

一方、刑事訴訟法第１９７条第２項（捜査と必要な取調べ）等のような、個人情報の提供が任意協力の場合についても対象となり得ると考えられるが、個別の判断が必要とされる。

事例１）商法第２７４条の３による親会社の監査役の子会社に対する調査への対応
事例２）株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第２条及び証券取引法第１９３条の２の規定に基づく財務諸表監査への対応

**ii．法第１６条第３項第２号関連**

| |
|---|
| 法第１６条第３項第２号<br>前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。<br>二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 |

人（法人を含む。）の生命又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人情報の利用が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（他の方法により、当該権利利益の保護が十分可能である場合を除く。）は、その適用を受けない。

事例１）急病その他の事態時に、本人について、その血液型や家族の連絡先等を医師や看護師に提供する場合
事例２）私企業間において、意図的に業務妨害を行う者の情報について情報交換される場合

**iii．法第１６条第３項第３号関連**

| |
|---|
| 法第１６条第３項第３号<br>前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。<br>三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 |

公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（他の方法により、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成が十分可能である場合を除く。）は、その適用を受

けない。

事例１）健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断やがん検診等の保健事業について、精密検査の結果や受診状況等の情報を、健康増進施策の立案や事業の効果の向上を目的として疫学研究又は統計調査のために、個人名を伏せて研究者等に提供する場合

事例２）不登校や不良行為等児童生徒の問題行動について、児童相談所、学校、医療行為等の関係機関が連携して対応するために、当該関係機関等の間で当該児童生徒の情報を交換する場合

#### ⅳ. 法第１６条第３項第４号関連

| |
|---|
| 法第１６条第３項第４号<br>前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。<br>四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 |

国の機関等が公的な事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が目的外利用を行うことについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その適用を受けない。

事例１）事業者等が、税務署の職員等の任意調査に対し、個人情報を提出する場合
事例２）事業者等が警察の任意の求めに応じて個人情報を提出する場合

### (2) 個人情報の取得関係（法第１７条～第１８条関連）

#### ① 法第１７条関連

| |
|---|
| 法第１７条<br>個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。 |

個人情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得してはならない。

なお、不正の競争の目的で、秘密として管理されている事業上有用な個人情報で公然と知られていないものを、詐欺等により取得したり、使用・開示した者には不正競争防止法（平成１５年法律第４６号）第１４条により刑事罰（３年以下の懲役又は３００万円以下の罰金）が科され得る。

事例１）親の同意がなく、十分な判断能力を有していない子供から家族の個人情報を取得する場合
事例２）法第２３条に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得した場合
事例３）他の事業者に指示して不正な手段で個人情報を取得させ、その事業者から個人情報を取得する場合

### ② 法第１８条第１項関連

法第１８条第１項
個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表※1していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知※2するか、又は公表しなければならない（１．(4)※電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについての場合を除く。）。

※１「公表」については、１．(8)参照。
※２「本人に通知」については、１．(7)参照。

**【本人に通知又は公表が必要な事例】**
事例１）インターネット上で本人が自発的に公表している個人情報を取得する場合
事例２）インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得する場合
事例３）電話による問合せやクレームのように本人により自発的に提供される個人情報を取得する場合
事例４）個人情報の第三者提供を受ける場合

### ③ 法第１８条第２項関連

法第１８条第２項
個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

個人情報取扱事業者は、書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示※しなければならない。なお、口頭による個人情報の取得にまで、当該義務を課すものではない。

※「本人に対して、その利用目的を明示」については、１．(9)参照。

**【あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない場合】**

事例１）　申込書・契約書に記載された個人情報を本人から直接取得する場合
事例２）　アンケートに記載された個人情報を直接本人から取得する場合
事例３）　懸賞の応募葉書に記載された個人情報を直接本人から取得する場合

**④ 法第１８条第３項関連**

| |
|---|
| 法第１８条第３項<br>個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。 |

個人情報取扱事業者は、本人が想定することが困難でない範囲内で利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知するか、又は公表しなければならない。（２．個人情報取扱事業者の義務(1)個人情報の利用目的関係②参照）

**⑤ 法第１８条第４項関連**

以下の場合においては、上記②、③及び④はその適用を受けない。

**ｉ．法第１８条第４項第１号関連**

| |
|---|
| 法第１８条第４項第１号<br>前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。<br>一　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 |

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合は、その適用を受けない。

事例）いわゆる総会屋等による不当要求等の被害を防止するため、当該個人に関する情報を取得し、相互に情報交換を行っている場合で、利用目的を通知又は公表

することにより、当該総会屋等の逆恨みにより、第三者たる情報提供者が被害を被る恐れがある場合

### ii．法第１８条第４項第２号関連

| |
|---|
| 法第１８条第４項第２号<br>前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。<br>二　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合 |

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより企業秘密に関すること等が他社に明らかになり、当該個人情報取扱事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合は、その適用を受けない。

事例）通知又は公表される利用目的の内容により、当該個人情報取扱事業者が行う新商品等の開発内容、営業ノウハウ等の企業秘密に関わるようなものが明らかになる場合

### iii．法第１８条第４項第３号関連

| |
|---|
| 法第１８条第４項第３号<br>前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。<br>三　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 |

国の機関等が公的な事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った個人情報の利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その適用を受けない。

事例）公開手配を行わないで、被疑者に関する個人情報を、警察から被疑者の立ち回りが予想される個人情報取扱事業者に限って提供する場合、警察から受け取った当該個人情報取扱事業者が、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、捜査活動に重大な支障を及ぼすおそれがある場合

### iv．　法第１８条第４項第４号関連

法第１８条第４項第４号
前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
四　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

個人情報が取得される状況から見て利用目的が自明であると認められる場合は、その適用を受けない。

事例１）　商品・サービス等を販売・提供する場合、住所・電話番号等の個人情報を取得する場合があるが、その利用目的が当該商品の販売、サービスの提供のみを確実に行うためという自明の利用目的である場合

事例２）　一般の慣行として名刺を交換する場合、書面により、直接本人から、氏名・所属・肩書・連絡先等の個人情報を取得することとなるが、その利用目的が今後の連絡のためという自明の利用目的であるような場合（ただし、ダイレクトメール等の目的に名刺を用いる場合を除く）

### (3) 個人データの管理（法第１９条～２２条関連）

#### 1)　データ内容の正確性の確保（法第１９条関連）

法第１９条
個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手続の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手続の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない（１．(4)※電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについての場合を除く。）。

この場合、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。

#### 2)　安全管理措置（法第２０条関連）

法第２０条
個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止そ

の他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的、及び技術的安全管理措置を講じなければならない。その際、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。なお、その際には、個人データを記録した媒体の性質に応じた安全管理措置を講じることが望ましい。

【必要かつ適切な安全管理措置を講じているとはいえない場合】

事例１） 公開されることを前提としていない個人データが事業者のホームページ上不特定多数に公開されている状態を個人情報取扱事業者が放置している場合

事例２） 組織変更が行われ、個人データにアクセスする必要がなくなった従事者が個人データにアクセスできる状態を個人情報取扱事業者が放置していた場合で、その従事者が個人データを漏えいした場合

事例３） 本人が継続的にサービスを受けるために登録していた個人データが、個人情報取扱事業者による不適切な取り扱いにより滅失又はき損し、本人がサービスの提供を受けられなくなった場合

事例４） 個人データに対してアクセス制御が実施されておらず、アクセスを許可されていない従業者がそこから個人データを入手して漏えいした場合

事例５） 個人データをバックアップした媒体が、持ち出しを許可されていない者により持ち出し可能な状態になっており、その媒体が持ち出されてしまった場合

### 組織的安全管理措置

組織的安全管理措置とは、安全管理について従業者（法第２１条参照）の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書（以下「規程等」という）を整備運用し、その実施状況を確認することをいう。組織的安全管理措置には以下の事項が含まれる。

①個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備
②個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
③個人データ取扱台帳の整備
④個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善
⑤事故又は違反への対処

【組織的安全管理措置として講じることが望まれる事項】

①個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備をする上で望まれる事項

- 従業者の役割・責任の明確化

※個人データの安全管理に関する従業者の役割・責任を職務分掌規程、職務権

限規程等の内部規程、契約書、職務記述書等に具体的に定めることが望ましい。

- 個人情報保護管理者（いわゆる、チーフ・プライバシー・オフィサー（ＣＰＯ））の設置
- 個人データの取扱い（取得・入力、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、消去・廃棄等の作業）における作業責任者の設置及び作業担当者の限定
- 個人データを取り扱う情報システム運用責任者の設置及び担当者（システム管理者を含む）の限定
- 個人データの取扱いに係わるそれぞれの部署の役割と責任の明確化
- 監査責任者の設置
- 監査実施体制の整備
- 個人データの取扱いに関する規程等に違反している事実又は兆候があることに気づいた場合の、代表者等への報告連絡体制の整備
- 個人データの漏えい等の事故が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合の、代表者等への報告連絡体制の整備

  ※個人データの漏えい等についての情報は代表窓口、苦情処理窓口を通じ、外部からもたらされる場合もあるため、苦情の処理体制等との連携を図ることが望ましい。（法第３１条を参照のこと）
- 漏えい等の事故による影響を受ける可能性のある本人への情報提供体制の整備
- 漏えい等の事故発生時における主務大臣及び認定個人情報保護団体等に対する報告体制の整備

②個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用をする上で望まれる事項

- 個人データの取扱いに関する規程等の整備とそれらに従った運用
- 個人データを取り扱う情報システムの安全管理措置に関する規程等の整備とそれらに従った運用

  ※なお、これらについてのより詳細な記載事項については、下記の【個人データの取扱いに関する規程等に記載することが望まれる事項】を参照のこと。
- 個人データの取扱いに係る建物、部屋、保管庫等の安全管理に関する規程等の整備とそれらに従った運用
- 個人データの取扱いを委託する場合における受託者の選定基準、委託契約書のひな型等の整備とそれらに従った運用
- 定められた規程等に従って業務手続が適切に行われたことを示す監査証跡※の保持

  ※保持しておくことが望ましい監査証跡としては、個人データに関する情報システム利用申請書、ある従業者に特別な権限を付与するための権限付与申請書、情報システム上の利用者とその権限の一覧表、建物等への入退館（室）

記録、個人データへのアクセスの記録（例えば、誰がどのような操作を行ったかを記録）、教育受講者一覧表等が考えられる。

③個人データ取扱台帳の整備をする上で望まれる事項

- 個人データについて、取得する項目、通知した利用目的、保管場所、保管方法、アクセス権限を有する者、利用期限、その他個人データの適正な取扱いに必要な情報を記した個人データ取扱台帳の整備
- 個人データ取扱台帳の内容の定期的な確認による最新状態の維持

④個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善をする上で望まれる事項

- 監査計画の立案と、計画に基づく監査（内部監査又は外部監査）の実施
- 監査実施結果の取りまとめと、代表者への報告
- 監査責任者から受ける監査報告、個人データに対する社会通念の変化及び情報技術の進歩に応じた定期的な安全管理措置の見直し及び改善

⑤事故又は違反への対処をする上で望まれる事項

- 事実関係、再発防止策等の公表
- その他、以下の項目等の実施
  ア）事実調査、イ）影響範囲の特定、ウ）影響を受ける可能性のある本人及び主務大臣等への報告、エ）原因の究明、オ）再発防止策の検討・実施

【個人データの取扱いに関する規程等に記載することが望まれる事項】

以下、（ⅰ）取得・入力、（ⅱ）移送・送信、（ⅲ）利用・加工、（ⅳ）保管・バックアップ、（ⅴ）消去・廃棄という、個人データの取り扱いの流れに従い、そのそれぞれにつき規程等に記載することが望まれる事項を列記する。

（ⅰ）取得・入力

ⅰ）作業責任者の明確化

- 個人データを取得する際の作業責任者の明確化
- 取得した個人データを情報システムに入力する際の作業責任者の明確化
  （以下、併せて「取得・入力」という。）

ⅱ）手続の明確化と手続に従った実施

- 取得・入力する際の手続の明確化
- 定められた手続による取得・入力の実施
- 権限を与えられていない者が立ち入れない建物、部屋（以下「建物等」という）での入力作業の実施
- 個人データを入力できる端末の、業務の必要性に基づく限定
- 個人データを入力できる端末に付与する機能の、業務の必要性に基づく限定
  （例えば、個人データを閲覧だけできる端末では、CD-R、USB メモリ等の外部

記録媒体を接続できないようにする）

iii）作業担当者の識別、認証、権限付与

- 個人データを取得・入力できる作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定
- ID とパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別
- 作業担当者に付与する権限の限定
- 個人データの取得・入力業務を行う作業担当者に付与した権限の記録

iv）作業担当者及びその権限の確認

- 手続の明確化と手続に従った実施、及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認
- アクセスの記録、保管と、権限外作業の有無の確認

（ii）移送・送信

ⅰ）作業責任者の明確化

- 個人データを移送・送信する際の作業責任者の明確化

ii）手続の明確化と手続に従った実施

- 個人データを移送・送信する際の手続の明確化
- 定められた手続による移送・送信の実施
- 個人データを移送・送信する場合の個人データの暗号化（例えば、公衆回線を利用して個人データを送信する場合）移送時における宛先確認と受領確認（例えば、配達記録郵便等の利用）
- ＦＡＸ、テレックス等における宛先番号確認と受領確認
- 個人データを記した文書をＦＡＸ、テレックス等に放置することの禁止
- 暗号鍵やパスワードの適切な管理

iii）作業担当者の識別、認証、権限付与

- 個人データを移送・送信できる作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定
- ID とパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別
- 作業担当者に付与する権限の限定（例えば、個人データを、コンピュータネットワークを介して送信する場合、送信する者は個人データの内容を閲覧、変更する権限は必要ない）
- 個人データの移送・送信業務を行う作業担当者に付与した権限の記録

iv）作業担当者及びその権限の確認

- 手続の明確化と手続に従った実施、及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認
- アクセスの記録、保管と、権限外作業の有無の確認

（iii）利用・加工

ⅰ）作業責任者の明確化

- 個人データを利用・加工する際の作業責任者の明確化

ii）手続の明確化と手続に従った実施

- 個人データを利用・加工する際の手続の明確化
- 定められた手続による利用・加工の実施
- 権限を与えられていない者が立ち入れない建物等での利用・加工の実施
- 個人データを利用・加工できる端末の、業務の必要性に基づく限定
- 個人データを利用・加工できる端末に付与する機能の、業務の必要性に基づく、限定（例えば、個人データを閲覧だけできる端末では、CD-R、USB メモリ等の外部記録媒体を接続できないようにする）

iii）作業担当者の識別、認証、権限付与

- 個人データを利用・加工する作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定
- ID とパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別
- 作業担当者に付与する権限の限定（例えば、個人データを閲覧することのみが業務上必要とされる作業担当者に対し、個人データの複写、複製を行う権限は必要ない）
- 個人データの利用・加工する作業担当者に付与した権限（例えば、複写、複製、印刷、削除、変更等）の記録

iv）作業担当者及びその権限の確認

- 手続の明確化と手続に従った実施、及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認
- アクセスの記録、保管と権限外作業の有無の確認

（iv）保管・バックアップ

ⅰ）作業責任者の明確化

- 個人データを保管・バックアップする際の作業責任者の明確化

ii）手続の明確化と手続に従った実施

- 個人データを保管・バックアップする際の手続※の明確化

  ※　情報システムで個人データを処理している場合は、個人データのみならず、オペレーティングシステム（ＯＳ）やアプリケーションのバックアップも必要となる場合がある
- 定められた手続による保管・バックアップの実施
- 個人データを保管・バックアップする場合の個人データの暗号化
- 暗号鍵やパスワードの適切な管理
- 個人データを記録している媒体を保管する場合の施錠管理
- 個人データを記録している媒体を保管する部屋、保管庫等の鍵の管理
- 個人データのバックアップから迅速にデータが復元できることのテストの実施

- 個人データのバックアップに関する各種事象や障害の記録

iii）作業担当者の識別、認証、権限付与

- 個人データを保管・バックアップする作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定
- ID とパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別
- 作業担当者に付与する権限の限定（例えば、個人データをバックアップする場合、その作業担当者は個人データの内容を閲覧、変更する権限は必要ない）
- 個人データの保管・バックアップ業務を行う作業担当者に付与した権限（例えば、バックアップの実行、保管庫の鍵の管理等）の記録

iv）作業担当者及びその権限の確認

- 手続の明確化と手続に従った実施、及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認
- アクセスの記録、保管と権限外作業の有無の確認

（v）消去・廃棄

i）作業責任者の明確化

- 個人データを消去する際の作業責任者の明確化
- 個人データを保管している機器、記録している媒体を廃棄する際の作業責任者の明確化

ii）手続の明確化と手続に従った実施

- 消去・廃棄する際の手続の明確化
- 定められた手続による消去・廃棄の実施
- 権限を与えられていない者が立ち入れない建物等での消去・廃棄作業の実施
- 個人データを消去できる端末の、業務の必要性に基づく限定
- 個人データが記録された媒体や機器をリース会社に返却する前の、データの完全消去（例えば、意味のないデータを媒体に１回又は複数回上書きする）
- 個人データが記録された媒体の物理的な破壊（例えば、シュレッダー、メディアシュレッダー等で破壊する）

iii）作業担当者の識別、認証、権限付与

- 個人データを消去・廃棄できる作業担当者の、業務上の必要性に基づく限定
- ID とパスワードによる認証、生体認証等による作業担当者の識別
- 作業担当者に付与する権限の限定
- 個人データの消去・廃棄を行う作業担当者に付与した権限の記録

iv）作業担当者及びその権限の確認

- 手続の明確化と手続に従った実施、及び作業担当者の識別、認証、権限付与の実施状況の確認
- アクセスの記録、保管、権限外作業の有無の確認